

平成 29 年 12 月

京都府立山城勤労者福祉会館

指定管理者 日本環境マネジメント(株)

【趣旨】

京都府立山城勤労者福祉会館では、府の公共施設として多くの方に公平かつ効率的に使用していただくため、施設の使用予約について前年度に使用予約日の仮申請書を提出していただき年間予約調整を行います。この年間予約調整は京都府立山城勤労者福祉会館管理規定に基づき行うものです。近年、特に体育館のご利用希望は増加傾向にあります。利用を希望される多くの方々に施設をご活用いただけるよう、予約調整にご理解とご協力をお願いいたします。

1. 年間予約調整の対象

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、京都府立山城勤労者福祉会館を使用する団体様。

2. 仮申請の受付期間

平成 29 年 12 月 14 日 (木) から平成 30 年 1 月 16 日 (火) ※事務所必着。

京都府立山城勤労者福祉会館あてに所定の用紙により申請をしてください。期間を過ぎた申請は受付できませんので、ご注意ください。

直接事務所へご持参頂くほか、**郵送・FAX でも申請書の提出**を受けますが、その場合は必ず**郵送・FAX 送信を行う旨を施設へお電話**していただくようお願いいたします。万が一、郵送・FAX 送信のトラブルで事務所に未着で電話連絡のなかったものについては一切受付出来ない場合があります。

3. 調整の原則

申請いただいた予約日は可能な限り調整いたしますが、なおも競合が発生する場合は別表に定める基準のとおり、優先順位付けにて判断いたします。

4. 決定

「年間予約調整」の結果、予約決定となった日程については、当該申請者の方に対し「予約決定通知書」を送付いたします。

(通知時期 1 月下旬～2 月上旬)

決定後の取り消しはできません。万が一、使用しない場合も**府規則により同様のキャンセル料**を頂きます。尚、本年度の年間予約調整に於いて問題のあった団体については次年度以降の年間予約調整の申請をお断りする場合がございます。

5. 使用承認申請

年間予約調整で決定通知があった団体は事前又は利用当日に使用承認申請書と使用料金を添えて事務所へ申請してください。

6. その他

○当館の駐車場は通常 30 台～40 台の収容が可能です。多くの車が予想される場合は、事前に施設までご相談ください。（可能な限り周辺施設への連絡・調整を行います。）

また、利用団体で交通整備要員を配置し、事故や混乱の無いよう努めてください。

○各使用区分の時間には準備・片付けの時間が含まれます。他の利用者の皆様にご迷惑にならないよう、時間遵守をお願いいたします。

○館内へのごみの置き去りや駐車場へのポイ捨てが散見されます。利用者の皆様が出したごみは責任をもってお持ち帰りください。

○提出いただきました申請書に記載された個人情報、予約調整に関する目的以外には使用いたしません。

別表

順位	分類	内容
1	グループ A	京都府及び府内地方自治体またはそれに準ずる団体が主催または共催する事業
2	グループ B	京都府内の公共団体の実施する事業のうち非営利を目的とした事業（準備・周知等に時間を要するもの）
3	グループ C	競技大会・大型イベントなど（準備・周知等に時間を要するもの）
4	グループ D	その他年間を通じての計画が必要な活動

【付加事項】

- ① 多くの方に公平に施設をご利用いただくため、順位が優位のグループであっても、年間利用日数が多い場合や、連日して施設利用を行う場合
利用の偏りが無きよう、グループ順位に係らず調整する場合がございますのでご了承ください。
また、情報保護の観点から予約調整に係る申請者・申請団体に関する質問はお応えできません。
- ② 特に「土」、「日」、「祝日」は、各日毎 4～8 団体様の競合がありました。（H29 年度の実績）
本年度も決定通知以降のキャンセルが散見されましたが、キャンセル料の問題ではなく決定から漏れた団体様に結果的・間接的に迷惑をお掛けすることになりますので十分な事前検討をお願いいたします。
（誠に勝手ながら十分な検討を行ないましても上記状況により予約不可能な場合もありますがご理解の程、お願いいたします）

以上です。

